

八王子市立長房中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立長房中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- 令和8年度の重点項目
 - ・学校いじめ対策委員会を中心として教職員全員の共通理解を徹底する。
 - ・保護者の協力、SC、SSW、子供家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携を強化する。
 - ・生徒会活動など、生徒の主体的な取り組みを通して生徒同士の関係づくりを行う。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 全職員がいじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知すること。
- 情報共有を徹底し、生徒の気になる様子を把握した場合は、小さな事案でも必ず「学校いじめ対策委員会」へ報告すること。
- 「見逃し」ではなく、「空振り」でも良いので、積極的に生徒の変化を捉えるように日々の様子を観察する。

いじめの防止等に関する校内体制

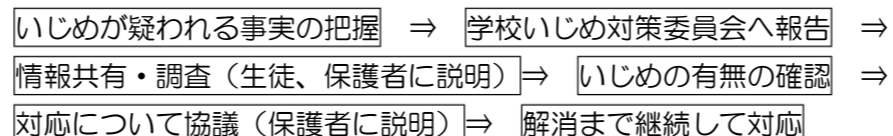
いじめ防止のための生徒理解

- 開催日 毎週水曜日 14時40分から
- 対象 全職員

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日 10時45分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SSW
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ



いじめの防止等に関する教員研修

- 6月24日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 7月24日「重大事態の理解と対応」
- 10月7日「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 7月2日（木）1学年いじめ防止プログラム
外部講師による「アンガーマネジメント講習」
- 道徳授業でのいじめにかかる内容を年2回以上実施
共通テーマ「いじめ防止」
- 各学年で「公正・公平・社会正義」についての教材を使い、いじめについて考える授業を行う。

SOSの出し方に関する授業

- 各教科で年間指導計画に基づき、年間2回ずつ、SOSの出し方に関する授業を行う。
- 総合的な学習の時間では「スキル習得（1学年）」
「健康・安全教育（全学年）」「キャリア教育（3年）」
の単元において自分自身の課題を設定し、SOSの出し方を学ぶ。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月8日全校朝礼校長講話
「いのちの大切さ」「自分と他人を大切にすること」
- 道徳授業（6～7月）「生命の尊さ」について全学年が授業を実施
- 6月25日命の授業「赤ちゃんふれ合い授業」を2学年で実施

児童の自己肯定感を高める取組

- 行事等における生徒の主体的な取り組みの推進
- 生徒会主催「挨拶運動」の取組
『3つの「挨拶」キャンペーン』
「いつでも」「どこでも」「だれとでも」「何度でも」挨拶することを長房中のスタンダードにする
- キャリアパスポートの先生、保護者からのメッセージにより一人一人へ良さを伝える。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。